

平成17年5月30日（月）

企業会計審議会
第7回監査部会会議録

於 金融庁特別会議室
(中央合同庁舎第4号館9階)

金融庁総務企画局市場課企業開示参事官室

午後 4時02分 開会

○山浦部会長 それでは、定刻になりましたので、これより第7回の監査部会を開催いたします。

皆様にはご多忙のところご参集頂きまして、本当にありがとうございます。本日の部会も企業会計審議会の議事規則にのっとりまして、公開することとしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。それでは、公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

前回の部会では、品質管理に関する具体的な監査基準の改訂案について御審議頂きました。本日はビジネス・リスクを重視した監査に関しまして、予定しておりました監査基準の具体的な改訂案をご審議頂く前に、改訂の論点及びこれらについての方向性を皆様にご審議頂きたいと存じます。

それでは、ご審議頂く材料としまして、ビジネス・リスクを重視した監査を入れることについて、前々回の部会におきまして松本委員から発表頂きました論点につきまして改めてご確認頂くとともに、ビジネス・リスクを重視した監査に関する監査基準改訂の論点につきまして事務局から説明してもらい、これに基づいて御審議を頂きたいと存じます。

それでは事務局、よろしく願いいたします。

○野村企業会計調整官 それでは、事務局から説明させていただきます。

お手元に資料1から4をお配りしておりますが、横長の資料1がただいま部会長からもお話がございました、「ビジネス・リスクを重視した監査に関する論点」ということで、ビジネス・リスクを重視する監査の意義等を再度ご確認頂くという趣旨で整理させて頂いたものです。

それから、資料2でございますが、資料1での論点を踏まえ、現行の監査基準の改訂が必要と思われる項目と論点を整理させて頂いたものでございます。

資料3と4は、ビジネス・リスクを重視した監査を導入することによって監査がどのように変わるのかということを見方を変えて図示させて頂いたものでして、資料3は監査の業務の流れから見たものでございまして、資料4はいわゆるリスク・アプローチという視点から整理させて頂いたものでございます。

まず、資料1でございますが、「ビジネス・リスクを重視した監査に関する論点」というこ

とで、ビジネス・リスクを重視する監査の意義を中心に再度、確認の意味で整理させて頂いたものでございます。左側に主な論点、右側に関連事項ということで書かせて頂いているところです。

最初の方は確認ということですが、まず、「企業及び企業環境と重要な虚偽表示のリスク」ということで、「財務諸表が適正であるという監査人の意見は、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことについての合理的な保証を得たという監査人自身の責任の表明である。ただ、現実の企業では日常的な取引や会計記録は多くが内部統制のもとでシステム化され、ルーティン化され、財務諸表の重要な虚偽表示は、むしろ経営者不正や会計方針の適用に関する経営者の関与から生ずる可能性が高いと考えられるが、どうか。」ということをごさ
いまして、後ほど図の方でも説明させて頂きますが、どちらかといいますと、積み上げ型の不正よりは、トップダウン型の不正がふえてきているのではないかと思われるということです。

それから、次の三角でございすけれども、「経営者の重要な虚偽表示に対する関与といたしましては、経営者の経営姿勢ですとか侵害されやすい内部統制、業績の悪化などの内部的な要因に加えまして、企業業績を悪化させる企業環境の変化ですとか、虚偽表示を容易なものにする業界慣行などの種々の外部的な要因、あるいは外部的な要因と内部的要因が複合的に絡み合って誘因となっている場合があると考えられますが、こういった点についてはどうか。」ということでございます。

それから、次の3つ目でございますが、前々回の部会でも簡単にご紹介がございましたが、「これまでの監査の失敗の事例の中には、このような意味で企業及び企業環境が十分に理解されなかったことから、虚偽表示のリスクが見落とされてしまったことに起因するものがあると考えられるがどうか。」といった点でして、

「したがいまして、経営者の関与する財務諸表上の重要な虚偽表示の有無を監査人が確かめるためには、監査人自身が企業及び企業環境を十分に理解し、財務諸表の重要な虚偽表示をもたらす可能性があるビジネス・リスクを重視することが必要と考えられるがどうか。」ということになるわけでございます。

それから、「企業及び企業環境を十分に理解して、重要な虚偽表示をもたらすビジネス・リスクを重視することにより、リスク評価の対象が広がるとともに、監査人の判断の深度が増し、よりの確な監査意見が得られると考えられるがどうか。」といった点です。

「すなわち評価されました虚偽表示のリスクの内容及び質の変化により、発見リスクの水準に応じた監査手続の内容、実施の時期及び範囲も変わることによって監査リスクの水準をより

的確に管理することが可能となり、監査の有効性が高まると考えられるがどうか。」ということにつながるわけでございます。

「現行の監査基準においても、監査計画の策定に当たり、企業及び企業環境を考慮することが現在でも求められているわけでございますが、現行の実務では、リスク評価の対象が監査基準が本来想定していた範囲よりも狭いものとなり、企業及び企業環境が十分に考慮されなくなっていると考えられているがどうか。」ということでございます。「特に、財務諸表に重要な虚偽表示がないというためには、単に個々の取引とその会計記録の検証だけでは不十分でして、また、現行の監査実務では財務諸表の項目ごとに固有リスクと統制リスクを分けて評価していることから、監査の視点が財務諸表項目といった狭い範囲になってしまいがちではないかと考えられるがどうか。」といった点が指摘されています。

「現実の監査実務では、前々回の部会でも御意見がありました、固有リスクと統制リスクを分けて評価することが困難な場合が多く、そのため、むしろ的確なリスク評価が行われず、結果として適切な発見リスクの水準の確定ができないと考えられるがどうか」といったような点があります。

それから、「このような実務上の困難を克服するために、国際的な監査基準では、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらすビジネス・リスクを重視するリスク・アプローチを取り入れたところでございますけれども、これを我が国でも取り入れることで、実務的な監査の水準の向上を図り、かつ国際的な監査の動きとも整合性を保つことができると考えられるがどうか。」といった点があります。

以上が論点でございます、前々回の部会等にもご指摘があった点をまとめさせて頂いたものでございまして、同じく4ページの右側でございますけれども、「現行の監査基準では監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために固有リスクと統制リスクを評価して、発見リスクの水準を決定する仕組みになっている」ところでして、式であらわしますと、「監査リスク＝固有リスク×統制リスク×発見リスク」ということでして、この点につきましては、恐縮ですが、お手元の資料4の1ページ目をご覧頂きたいと思いますが、こちらが今の式を図であらわしたものでございまして、「現行の監査基準における伝統的な監査リスク・アプローチ」ということで表しています。

それぞれ専門用語として、リスクの名称を使っているところですが、最終的な監査リスクについては、監査基準の前文にも定義されてところですが、オーディットリスク、すなわち、「監査リスク」は監査人が財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成してしま

う可能性でして、それは先程の式にもございましたとおり、固有リスクと統制リスクと発見リスクをかけたものでございます。

それから、固有リスクですけれども、関連する内部統制が存在していないとの仮定の下で財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性でして、経営環境等により影響を受ける種々のリスクなどがこれに入ります。

また、統制リスクは内部統制によって防止または適時に発見されるリスクと定義されていて、その右側の発見リスクは、内部統制によって防止または発見されなかった財務諸表の重要な虚偽の表示が監査手続を実施してもなお発見されない可能性ということで定義されているところでして、この例ですと、例えば固有リスクと統制リスクが高い場合には、発見リスクは監査リスクを低く抑えるためには監査手続の範囲ですとか深度を強化しなければならないといったことを表しているものでございます。逆に固有リスクとか統制リスクが低ければ、監査手続が通常のもので最終的な監査リスクを低く抑えることを表しています。

1枚めくって頂まして、2ページ目の「リスク・アプローチ」というふうに書いてございますけれども、先程の論点のところでご説明申し上げました事項ですけれども、現在のリスク・アプローチの考え方は、一番左でございますけれども、「取引の遂行や事象の発生と会計処理」というのがございますけれども、現在でも企業やその環境の理解をすることにはなっているところですが、論点にもありましたようにどちらかといいますと、監査人が個々の取引ですとか勘定を中心に見ているということですし、それが右側にどんどん流れていきますと、財務諸表にあらわれて、実証手続の適用により発見を通して、最終的に「監査意見」になるわけですが、一番下にございます、監査人が行う虚偽表示のリスクの評価が、それがどうしても勘定レベルになっているのではないかとということでございます。

1枚めくって頂まして、今回、導入してはどうかということでお諮り申し上げております、いわゆる「ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチを採るとどうなるか」ということですが、全体的な流れは変わらないのですが、一番左側の括弧の中ですが、「監査人が企業やその環境の理解をより徹底し、財務諸表の虚偽表示に結びつく可能性のあるビジネス・リスクの分析を行う」ことによりまして、一番下ですが、「より効果的かつ効率的な虚偽表示のリスクの評価が可能になる」ということでないと、繰り返しになりますが、「実際には監査人の目が財務諸表作成のもとになる取引ですとか勘定記録の監査に集中しがちで、企業そのもの及び企業を取り巻く環境等の全体を見ていないということ」になり、その結果、財務諸表の重要な虚偽表示に結びつくビジネス・リスクを見落とすことが原因で、有効な監査結果が得られなか

ったのではないか。また、細々とした会計記録の照合手続などに監査時間や人員が割かれて、効率的な監査ができなかったのではないかといったような傾向が生じてきたということになるわけでございます。

次に、資料2をご覧くださいと思います。

それで、こういったビジネス・リスクを重視した監査を導入しようとした場合に、現在の監査基準のどこの部分を変える必要があるのか、ないしはどのように変えていったらいいのかということについて一応の整理をさせて頂いております。資料2の左側が現行の監査基準、右側が改訂が必要と思われる項目と論点という形になっています。

監査基準の中で、今回いわゆるビジネス・リスクを重視した監査を行った場合に影響してまいりますのは、監査基準の中の第四に実施基準というのがございますが、そちらに影響してくるのではないかというふうに考えられるところです。

概要を簡単にご説明申し上げたいと思いますが、まず1のところですが、現行の基準ですと、「監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために固有リスクと統制リスクを暫定的に評価して、発見リスクの水準を決定するとともに、監査計画を策定して、監査を実施しなければならない」という形になっていたところがございます。先程も申し上げましたとおり、固有リスクと統制リスクを分けて評価するということが現状でございますけれども、実際にはなかなか難しいのではないかといた指摘がございます。

それで、右側ですけれども、「固有リスクと統制リスクの評価を基礎として発見リスクを決定する基本的な仕組みは残しながら、原則として結合して評価することによって重要な虚偽表示のリスクを評価することとしてはどうか」ということです。

それから、右側の2ですけれども、ちょっと飛んで頂きまして、3ページの二の2でございます「監査計画」のところがございますが、「監査人は監査計画の策定に当たり、景気の動向ですとか産業の状況、企業の事業内容、経営者の理念、それからそういった経営活動にかかわる情報を入手して固有リスクと統制リスクを暫定的に評価しなければならない」ということで、監査計画の策定に当たっては、こういったことを配慮して監査しなければならないといったことは、現行の監査基準でも言われているところですが、これを基本原則の方に移して、全体として見るということをより鮮明に出してはどうかということで、1ページへ戻って頂きまして、「企業及び企業環境の理解に関する事項をこちらに移しまして、事業上のリスクを理解し、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす可能性を評価することによって、俯瞰的な視点から監査の重点を絞り、トップダウン的な監査も行う必要があることを明示してはどうか。」ということ

としています。

それから、次の2でございますけれども、現行が監査人は自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、実在性ですとか網羅性といった「監査要点」に適合した十分な監査証拠を入手しなければならないということにされているところですが、こちらについての基本的な考え方は残した上で、監査要点は経営者が自己の責任で主張する財務諸表の記載事項を監査人が自らの視点で立証すべき事項として利用するものであることを明らかにすることとしてはどうかということでございまして、全体として見るという観点から、経営者の主張した結果であります財務諸表の記載事項を監査人が自らの視点で立証するというをより明確に出してはどうかということです。

それから、3ですけれども、現行は「監査証拠を入手するに当たっては、原則として試査に基づいて統制評価手続及び監査要点の直接的な立証を行うための実証手続を実施しなければならない」ということになっているところですが、試査の方は基本的に変更がないわけですが、右側に記載してございますけれども、いわゆる「固有リスクと統制リスクを結合して評価することによって、重要な虚偽表示のリスクを評価すること、それから、国際監査基準等では統制評価手続を内部統制の整備状況の評価手続と運用状況の評価手続に分けて発見リスクの水準にあわせて実証手続を実施するとしておりますことから、このような動向を反映することとしてはどうか」といったような点でございます。

それから、1ページめくって頂きまして、二の「監査計画の策定」ですが、こちらの2のところは先程ご説明申し上げましたとおり、ビジネス・リスクに相当する部分を基本原則の方に持っていくということです。それから、3でございまして、こちらは「内部統制の状況を把握して統制リスクを暫定的に評価して実施すべき監査手続、実施時期、それから範囲を決定しなければならない」ということになっているところですが、こちらも基本原則の右の4と同様に「固有リスクと統制リスクを結合して評価することによって、重要な虚偽表示のリスクを評価すること、それから、内部統制の整備状況の評価手続と運用状況の評価手続を分けて発見リスクの水準にあわせて実証手続を実施することとし、これらを監査計画に反映することとしてはどうか」ということです。

それから、1ページめくって頂きまして、5ページの三の「監査の実施」でございまして、こちらも同様でございまして、固有リスクと統制リスクを結合して評価することにより、重要な虚偽表示のリスクを評価すること等でございます。それから、2でございまして、現行は「監査人は内部統制が存在しないか、統制リスクが高いと判断した場合には、統制評価手

続をしないで実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない」ということ
でございますけれども、これについても同様でございます、「統制評価手続を内部統制の整
備状況の評価手続と運用状況の評価手続に分けておりますことから、その趣旨に沿って見直し
てはどうか」ということでございます。

それから、3でございますけれども、「監査において特別な配慮を必要とするリスクについ
ては位置づけを明確にし、実施基準に反映することとしてはどうか」といった点でございます。
この特別な配慮を必要とするリスクにつきましては、後ほど図の方でご説明させて頂きたいと
思います。

以上が監査基準の改訂が必要と思われる項目と論点でございます。

次に、資料3をご覧頂きたいと思います。

資料3でございますけれども、こちらがいわゆるビジネス・リスクを重視した監査を導入し
た後はどうなるかということを示した図でございます。右側にいわゆる「企業及び企業環境の
理解（ビジネス・リスク）」というふうに書いてありますけれども、これを理解することによ
って左側に矢印が出ておりますけれども、まず、左の一番上ですが、財務諸表のそれぞれの項
目についてもそういったビジネス・リスクを理解することによって、より深度ある監査ができ
るのでないかといった点。それから左の横に矢印が出ておりますが、固有リスクとか統制リス
クを評価するに当たっても企業及び企業環境の理解することによって、より深度ある評価がで
きるのではないかといったような点。それから、それに基づきまして決定されます発見リスク
の水準につきましても、全体が変わってくることによりまして、発見リスクの水準もおのずと
今までとは違ってくるものになるのではないか。それから、それに基づきまして行われる実証
手続の効果的かつ効率的な実施もできるようになるのではないかといったような点ございま
す。

それで、固有リスク・統制リスクの評価のところから右下に矢印が出ております監査におい
て特別な配慮を必要とする項目の決定ということがございますけれども、こちらにつきまして
は、監査の過程におきまして、いろいろな質的な面において特別に配慮を必要とする項目につ
きましましては、それを監査人が抽出いたしまして、その場合には直ちに実証的な手続に入るとい
うことで、左下にそのまま矢印が出ているということです。

右側の企業及び企業環境の理解からすぐ左下に実証手続に矢印が出ていますけれども、こち
らにつきましましては、例えばゴーイング・コンサーンですとか、連結範囲の決定ですとかそうい
った項目については、左側に書かれておりますような手続を経ないで、直ちに実証的な手続を

行うということが考えられますことから直接矢印で結んでいるところでございます。こういった流れを経た上で、最終的な監査人の監査意見が形成されるということになるかというふう
に考えております。

いずれにしましても、先程資料4でご説明申し上げましたとおり、いわゆる企業ですとか企業環境の理解ということについては、現行の監査基準でも規定されていたところでございますけれども、今回の「ビジネス・リスクを重視した監査」ということを導入することによって、そういった理解がより深い形で行われることによりまして、これまでの監査とは異なりより効果的、効率的な監査が行えるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上、ご説明させて頂きました。

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のありましたビジネス・リスクを重視した監査に関する論点並びに監査基準改訂の論点及びこれらについての方向性につきまして、皆様からご質問、ご意見をお願いしたいと存じます。

審議の都合上、「ビジネス・リスクを重視した監査に関する論点」と「監査基準の改訂に必要と思われる項目と論点」に分けてご審議を頂きたいと思います。

最初に、「ビジネス・リスクを重視した監査に関する論点」について、つまり資料1ですね、これについてご意見を頂戴したいと存じますけれども、前々回の部会で、松本委員から企業及び企業環境が十分に理解されなかったことに起因すると考えられる監査の失敗の事例を簡単に紹介して頂きました。確認の意味で、いま一度少しかいつまんでご紹介頂けると、この資料1をめぐると論点の明確化に役立つのではないかと考えております。

松本委員、よろしくお願いたします。

○松本専門委員 松本でございます。

何かいつも問題点ばかり指摘しておるのは非常に恐縮なんでございますが、一応問題点としてこういうことが考えられるのではないかということに関して、前回に引き続きまして、ご指摘させて頂きたいと思います。

1つ目は既に会計士協会から3月11日付で「情報サービス産業における監査上の諸問題」というのがIT業界における特殊な取引検討プロジェクトチームからの報告として示されております。これはもう既に新聞でも紹介されておりますけれども、IT業界というのは業界特有の商慣習がまずある。それから、その商慣習に加えてハードな製品を生産しているわけではなくて、無形の製品を生産しておりますので、以下のような問題点が潜在化しているのではないか

と考えられます。具体的には、1つは仲介的な取引としましては、伝票だけを受け取って、ハード、ソフトは仲介だけで実際には触らない、要するに商社のような機能を果たしているにもかかわらず、伝票を受け取ったことをもって売上計上するような業界慣習が一つある。

それから、ハードとしての製品を扱っていないことから、プログラムが途中まで完成した段階で売上計上するために、クライアントの企業との間で何%完成したことにしましょう、だから、売上はこれぐらい計上させてくださいというふうな業界的な慣習が存在するのではないかと、このことを会計士協会の方でももう既に指摘されております。つまり、こういう事柄が存在する状況であるにもかかわらず、例えば従来型の取引サイクルのアプローチで監査を行った場合、損益計算書項目としての売上高というのは非常に監査しづらい項目として従来から認識されておりますが、損益計算書の売上高の正確性を検証しようと思いますと、例えば典型的なアプローチとしましては、売上高から遡っていきまして、売上傳票が本当に存在していたかどうかを検討します。それから、売上傳票に基づいて仕訳、転記、決算の処理が適切に行われたかどうかというのをチェックしていくわけなんですけれども、従来の監査の慣行からいたしますと、その業界が置かれている商慣習や製品の属性を無視した形から考えますと、売上傳票が存在しますので、実際の売上取引が存在したことになります。つまり、協会が指摘されておりますように、売上取引は売上傳票によって検証しますので、売上傳票のもとになった取引が本当に仲介取引だけでスルーされたのかとか、売上取引の前提になっているどの程度プログラムが完成したのかということは目に見えていないのです。したがって、売上に架空に計上するリスクが潜在していたというのをビジネス・リスクを評価しておれば、予め予想してトップダウンで、この業界には売上に架空部分が計上される可能性が他の業界に比べて非常に高い。だから、IT業界に関しては、売上取引については重点的に実際に存在したかどうかも含めてチェックしなければならないというふうにアプローチできたのではないかと、このように考えられます。

それから、もう一点考えられますのは、貸倒引当金の見積りとしましては、金融機関がよく話に出るんですけども、例えば地域密着型を標榜しております金融機関でございますと、その地域の発展とともに、その金融機関が発展してくるという状態にありますので、その地域に対する親和性というのが融資判断や回収に際して大きく影響します。したがって、普通の大手の銀行のようなプロセスで貸倒引当金の設定を評価しているだけでは十分でなくて、その銀行がその地域の中でどれぐらいのシェアを占めているかとかどういった位置にあるかによって貸倒引当金の設定が甘くなる可能性を確かめる必要があります。その地域全体との関係で当該金融機関を評価することによって、本来は貸倒引当金の見積りが甘くなる可能性の評価は得

られたのではないかというふうに考えられます。

したがって、もちろん固有リスクの評価の段階で貸倒引当金や売上高の評価に関しての企業環境や企業の置かれている状況というのは、従来から評価していたというふうに反論される可能性もあるんですけども、事実として会計士協会からIT業界に関しては、このような報告書が出ておりますので、従来は見落とされていた可能性があります。この結果、財務諸表上の重要な虚偽表示を看過した、いわゆる監査の失敗したケースを、今後企業の置かれている環境を重点的に評価して、トップダウンで財務諸表項目のリスクを評価すれば、ある程度は防げる、つまり監査の品質を高めることができると考えられます。

以上です。

○山浦部会長 ありがとうございます。

ただいまのご紹介も含めまして、まず資料1の「ビジネス・リスクを重視した監査に関する論点」、こちらの方を中心に、もちろん当然資料2とも関連してくることが多いと思いますので、それも結構ですけども、基本的には資料1を中心に皆さんからご自由にご発言ください。

加藤委員、どうぞ。

○加藤臨時委員 今、部会長おっしゃったように、資料1と資料2にまたがっているところもあるので、とりあえず資料1に限定して、それと監査基準で取り上げる問題なのか、あるいは実務指針レベルで取り上げるべき問題なのかということもありますので、その辺はまた議論の中で取捨選択していけばいいんだと思いますが、とりあえず1つだけ、基準の中で触れた方がいいかなと思うのは、例えば資料1の2ページの「監査人自身が企業及び企業環境を十分に理解し、ビジネス・リスクを重視することが必要である」と、これは私もそうだと思いますし、基本的にはこのスタンスでいいと思うんですが、こういうビジネス・リスク的なアプローチの1つの欠陥として考えられるのは、エクスペクテーションギャップというか、監査人が何か企業のビジネス・リスクをすべて評価して、そして、今までの議論にも出ていましたけれども、それを数値化するとか何とかということとは別としても、そこまで行かないまでも、非常に広範囲にわたるビジネス・リスクすべてについて監査人が責任を持つような、そういう誤解を一般の人に与えることを避けるためには、やはり監査人の責任の限界というか、やはりすべてについて責任を持つのではない、表現をどうするかは別としましても、国際監査基準の方でも「監査人はすべての事業リスクを評価する責任を負うものではない」というふうにはっきり書いていますし、財務諸表に直接結びつくものもあれば、結びつかないものもあるわけですから、その辺の何かエクスペクテーションギャップを生じさせないような形での表現をやはりこれは実

務指針レベルというよりは基準レベルで一言入れておく必要があるのではないかなという気がします。

○山浦部会長 この件は我々もよく理解しておりまして、それは入れさせていただきます。

ほかにどなたかございませんでしょうか。

八木委員、どうぞ。

○八木（和）委員 今の確認のことで、質問があります。ビジネス・リスクが会計監査リスクに影響を与えるという場合、会計人がどの程度までビジネス・リスクを把握したかが重要なポイントとなります。そのことがファジーだとすると、ビジネス・リスクアプローチが目指すところがわかりません。この点は、実務指針の中で明確にしていきたい。どこを守ろうとしているのかというのが実務指針の中でそこは明確にして頂きたい。監査人もビジネス・リスクを知っていたか知らないかというリスクを自分が負いたくないというのはあると思うんですけども、やっぱりこのところを定義しないと、ビジネス・リスク的なアプローチというのがどこまでのことを求めるとかというのが私には理解できないので。

○山浦部会長 恐らく、そのあたりは基本的な監査人の責任にかかわるところですので、何らかの形で実務指針というよりは基準の本体で、先程の加藤委員のご意見等を踏まえまして、あわせて検討させていただきます。

八田委員、どうぞ。

○八田委員 2点ほど伺いたいと思います。1つ目はこの場でこういうご質問をすることが適切かどうかはわかりませんが、資料1の2番目の2ページ目で、ビジネス・リスクの考え方を導入するというか定着化するための前提として、三角マークでこれまでの「監査の失敗の事例」の中にはこのような意味での云々ということがございます。監査の失敗の事例というふうに具体的に言われていますけれども、こういう認識を具体的にお持ちだということでしょうか。もしそうであるならば、何をもって「監査の失敗」と具体的に取り上げているのか、それを伺える範囲で聞きたいと思います。

それから、2つ目の先程松本委員の方からご紹介のあった2つの中の1つについて、先般、IT業界に関しての監査の留意事項に関する指針が出されましたが、私も、関心を持って読みましたけれども、松本委員のご理解もそうですけれども、最終的にやはりあの業界はまだ新しい取引慣行の中にあるということと、いうならば、コンピューターといいますかインターネットの世界のたけた領域ですので、ほとんど目に見える形のドキュメンテーションがないということで、監査人としても何をもって正しいのか正しくないのかよくわからないということから、

多分あの文章の最後のところには「ドキュメンテーションがふえる項目に関しては、監査人は意見を述べてはならないような」、そんなような記載があったと思うんですけども、必ずしもビジネス・リスクだけの議論ではなくて、やはり監査の対象となっている監査証跡といえますか、その脆弱性といえますか不十分性もあったのではないかと考えていますので、必ずしもそれだけではないという気がしますが、その点はいかがなんでしょうか。

松本委員、もし伺えるならば伺いたいと思います。

○山浦部会長 松本委員、よろしくお願いします。

○松本専門委員 答えさせていただきます。

2点だと思うんですけども、2ページ目の三角の「監査の失敗の事例の中にはこのような意味での企業及び企業環境が十分に理解されなかった」事例といたしまして、IT業界と貸倒引当金の地域密着型の金融機関の事例を簡単に挙げさせていただきました。監査の失敗をどのように定義するかという問題はあるんですけども、日本の場合は、監査の失敗というものが表面化する場合、裁判という形では顕在化しにくい環境にありますので、とりあえずはどのように考えますかという、財務諸表上の重要な虚偽表示を監査人の側が看過したケースとして、もう既に摘発されたものを想定いたしました。具体的には、IT業界と地域密着型の金融機関を監査の失敗の事例として紹介させていただきました。

もう一点なんですけれども、監査証跡の変化というものも確かにそうなんですけれども、ドキュメンテーションがないというのが監査証跡の変化ですが、コンピューター化が進んでいる内部統制の場合、特に監査証跡がデータベース化されてしまいますと、ドキュメンテーションとして文書としては残っておりませんので、ハードコピーとして残っていないものを後から入ってきた監査人が追跡してチェックする、検証するというのは非常に難しい。というのは、程度の差はあるんですけども、IT業界だけの話ではない。ただ、IT業界の場合は、商慣行から特にその傾向が強いという意味で、やはり業界特有の商慣行とか製品自体の無形性というのが非常に影響を与えたのではないかというふうに私は考えました。したがって、監査証跡にも業界特有の商慣習や製品の無形化というのが影響をある程度与えたのではないかというふうに私は考えております。

○山浦部会長 関委員、どうぞ。

○関委員 大変素人っぽい質問なんですけども、議論をする上で教えて頂きたいなと思うんですけども、重要な虚偽の表示というのをどういう程度で考えるものかということがいつもこの議論で私はわからないんです。例えば、例を挙げて言いますと、1,000億の不動産がある。これ、

不動産鑑定士に鑑定させれば1,000億の価値があるという評価が出てくる。それで、減損する必要がないという判断で、実際はそんなものは100億以下の、実際売ろうとすれば50億程度でしか売れない、実際には事業価値として50億程度のものを1,000億あるというようなことで不動産鑑定とって減損しないというような、合意性を欠いているんだと私は思うんですけども、そういうのが重要な虚偽表示に入るのか入らないのか。つまり言いたいことは、これは1つの例でしかないわけですが、合理的に判断したときに相当将来の財務諸表の安定性とといいますか、信頼性とといいますか、非常なディスクレバンスが生ずる可能性があるということをもって重要な虚偽の表示の可能性があるとこのように考えて議論を進めていっていいのか悪いのか、その辺がもやっとしているものですから、これは私だけかもわかりませんが、確認させて頂くとありがたいなと、こういう質問なんですけれども。

○山浦部会長 私の方から今の関委員のご質問について、要するに教科書的ですけども、重要性というのをどこで判断するかと、結局、財務諸表の利用者がその財務諸表を見まして、投資意思決定とかをします。意思決定をするときに誤ったディスクロージャーでもって誤った判断をします。そういった誤った判断をするという影響を与えれば、それは重要であると。ですから、基本的にはケース・バイ・ケースになるかもわかりませんが、例えば利益に対する何%の水増しがあるとか、それが投資家の投資判断なり行動なりを誤った情報をもとにして意思決定させる、あるいは行動させるということになりますと、これは重要であると、こういった言い方をするわけです。

一般的にはそういう言い方で、もっと具体的には、特に金額的な意味での重要性を最初に評価します。あわせて、当然質的な意味での問題も出てきます。例えば従業員の1,000万円の着服と経営者による1,000万円の着服とは意味が違うと思います。それから、同じ1,000万円でも、例えば違法行為に基づく1,000万円と誤った単なる事務上の誤謬でもって1,000万円と記録違いをしたと、それでは意味が違いますので、やはり基本的には重要性というのは金額的な意味での重要性と質的な意味もあわせて考えていく。

いずれにしても、重要な虚偽の表示という場合の重要性の意味は、そういう一般的な言い方をします。今の減損会計については今、関委員も当然例を出されたときにおわかりだと思うんですけども、非常に極端な例でありますけれども、ただ、ある程度減損すべきかどうかというときの判断については、当然時価というか構成価値の評価の段階で人によって違うものが出てくると思うんです。そのあたりは当然、合理的な判断というのをどこに落ち着くかというのは、もちろん経営者の判断もありますし、経営者の判断が妥当かどうかについての監査人の判

断もありますし、これはやはりケース・バイ・ケースという考え方になると。ですから、ルー
ル化された言い方という中では難しいと思うんです。

その上で、先程の八田委員のドキュメンテーションについて、これは実は今、国際基準等
も文書化については新しい基準をつくっておりますので、恐らく今回の監査基準の改訂の次の
段階では、これが問題になってくると思います。また、文書化については全般の問題にもかか
わってきますので、これらについては、我々自身は今後の課題だと思っています。

あと、先程の監査の失敗の事例と、恐らく監査の失敗というのを一体どういうふう
に定義するかと、そこの認識が違くとまた議論が違ってくると思うんですけれども、先程の松本委員の
ご回答といたしますか、お話でよろしいでしょうか。

○関委員 よろしいです。

○山浦部会長 では、ほかに。

加藤委員、どうぞ。

○加藤臨時委員 これも監査基準そのものに入れるべきものかどうかということについては、
また検討しなければいけないと思うんですが、項目として1つ考えられるのは、例えばこの5
ページにおきまして、④として、この「特別な配慮を必要とする虚偽表示リスク」ということ
で、これは先程の重要性の話題の中にも出てきましたけれども、むしろ量的な重要性よりも質
的な重要性の観点から何か特別なものについては別途手当をすると、通常のリスク評価プロセス
とは離れたところで特別な配慮をするものがあるのではないかというのが④だと思うんですが、
もう一つ特殊なものということで、従来もそういう考え方はあったかと思うんですが、今回の
国際監査基準の中で強調されているのは、④の特別な配慮を必要とするものかどうかとは別に
リスク評価とは関係なく、これは重要な取引勘定残高及び開示のそれぞれについて実証手続を
立案し、実施しなければならないというような手続も一つは入っているというところがあるん
です。

これは結局、監査人のリスク評価には判断が入るために必ずしも重要な虚偽表示リスクのす
べてを正確に識別できるとは限らないということと、それから、内部統制には経営者が内部統
制を無視する等の固有の限界が存在するということから、一つのリスク・アプローチの欠点
といたしますか、あまりにもリスク・アプローチ、リスク・アプローチで、リスクだけに着眼し
て監査するのがいいのかどうかということもリスク・アプローチに対する一つの批判として挙
げられているんですが、それを補完するものは多分、1つは特別な配慮を必要とすると、これ
だとは思いますが、この特別な配慮を必要とする虚偽表示というのは、また非経常的なもの

とか一定の不正リスクに関したものととか一定の例示がされていて、そういうようなものというものがあって、質的な面を重視している。

それとはまた別に、もう一つ案件をかけるような形で、さっき言ったようなリスク評価に関係なく重要な虚偽表示リスクについては実証手続を必ず行わなければならないという考え方が導入されているんですけども、これを監査基準の中に入れるのか、あるいは実務指針の中に入れるのか、あるいはそういう考え方はもともとリスク・アプローチにはなじまないとかあるとは思いますが、先程来議論されているように、重要性の判断が難しいとか、監査人がどこまでリスク評価をカバーするのかといういろんな問題があるとしても、そういう手当がなされていると、今回の国際監査基準の中、それから3月に公表しました協会の実務指針の中にもそういう項目として入っているということで、この辺をどうするかは今後できればご検討頂ければと思います。

○山浦部会長 ご質問の意味はよくわかります。リスク・アプローチを徹底させるための基準というよりは、要するに効果的かつ効率的な監査を実施するというのが基準の意味での趣旨ですので、そのコンテキストを入れるべきところは入れる必要がある。ただ、今おっしゃいました特別な配慮を要する虚偽表示のリスクは、確かに従来のリスク・アプローチのフレーム枠の中でつい見過ごされがちなものでもありますので、これは恐らく入れた方がよろしいと思うんですけども、もう一点については監査基準の本体で対応するものか、あるいは実務指針レベルで対応するものか、そのあたりについては我々の方で検討させていただきます。

ほかにございませんでしょうか。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 1点質問ですが、ビジネス・リスクアプローチをとり入れるということ自体は非常に賛成です。そこで質問ですが、ここでは企業及び企業環境の理解がビジネス・リスクということなんですが、この中には例えば企業集団の経営の仕方であるとか、そういう連結グループをベースとしたビジネス・リスクというふうに考えるという理解でよいんですよね。

○山浦部会長 恐らくこの前のエンロンの問題であるとか、あるいはパルマラットの問題であるとか、おっしゃるような意味でのこれを大きな目で見ればビジネス・リスク、まさに監査人側からすると、十分にそういった企業のグループ構成等について評価しなければならないと、こういうコンテキストではないかと思うんです。

○引頭委員 その論点のところでは内部統制的な問題と、それから経営者のトップダウンの問題ということで整理されたわけですけども、例えば子会社で、問題があった場合には内部統制

の問題であり、いわゆる企業集団グループの中核企業のトップが問題をおこした場合にはトップの問題、そういう理屈でされているという理解でよろしいですかね。

○山浦部会長 ご質問とかご意見の趣旨がわからないところがあるので、もう少し詳しくお願いします。

○引頭委員 すみません、子会社のトップがそれに関与していたとしても、企業集団のトップがそれに関与していない、知らないということもあるかと思うんですけれども、子会社のトップ、いわゆる経営者が関与していたとしても、それはグループ集団全体的には内部統制の問題という整理で、グループというベースにここは読みかえて大丈夫ですねと、そういう趣旨だけです。

○山浦部会長 私はそのように理解していますけれども、八田委員、ご意見ありますか。

○八田委員 特にないです。

○山浦部会長 そのようにご理解されているのではないかと思います。

ほかにございますか。

八田委員、どうぞ。

○八田委員 これは監査基準とか文書化するという話ではないと思うんですけれども、今たまたま部会長の方からエンロンの話とかパルマラットの話が出まして、エンロンの問題はいろんな問題点をはらんでいて我々もよくわからないところがあるんですが、たまたまアーサー・アンダーセンに昔所属していて、今学者でもあり、さまざまな意見を発信するアーサー・ワイヤットという教授がおられますが、この先生が一昨年講演された中で、このエンロン事件に絡めてアーサー・アンダーセンがどうして後退していったのかという流れの中でいろんなことを言っているんですけれども、一つはやはり大会計事務所としての弱点というのがあって、今ここで言っている企業の全体環境とか、あるいは非常に大きな視点で監査人が対応できるという状況に欠落している、つまりよく言われるのが大手監査法人の場合には、人海戦術で多くの監査人を投入するけれども、やはり熟練した会計士が非常に少ない、あるいはトップと対応に議論しながら、そこから問題点を抽出するような対等が十分に図られていないということで、このワイヤットは、今後は中小、日本で言うとまた中小は誤解がありますが、中規模レベル以下のよく熟知してその企業のトップとかかわっている事務所が監査をすることの方がより質の高い監査ができるのではないかと、こういう提言をしているわけです。

もしこの考え方、これはもう監査基準とは全然関係ないんですけれども、これを実践に移していく場合に、例えば企業及び企業環境を十分に理解していく部分というのは、例えば同じ公

認会計士といっても1年目の会計士と10年目、あるいは同じ会計士でも税務業務にしか特化していない会計士と監査業務に特化して10年となったときに、この監査人のレベルで質が違ってくると思うんです。こういうことは、今後どういうふうな取り扱い方をされるんでしょうか、しないんでしょうか。もし何かお考えがあれば教えて頂きたいと思います。

○山浦部会長 今回の基準改訂度、スキームの中に例えば財務諸表全体レベルで虚偽表示のリスクがある場合には、例えば熟練した監査人をそこに当てるとか、あるいは人員の人数をもっと増すとか、あるいはそのほかの時間の問題であるとか、あるいは審査の問題だとか、そういうところで全般的に対応しなくてはならないと、そういった基準の項目があります。今回の基準の中でも、それはやはり対応していかざるを得ないかなと思っておりますので、そこでどこまで八田委員がおっしゃるような指摘点が入られるか、まだ若干不透明なところがあるんですけども、おっしゃられるような意味での対応というのを新しい国際基準でうたっていることは確かですので、このあたりは我々も検討していきます。

よろしいでしょうか。

次に、資料2の方に移りますけれども、そこでのご質問あるいはご意見等で、また資料1に関連するものがありましたらどうぞ遠慮なく申してください。

続きまして、資料2、監査基準の改訂が必要と思われる項目と論点についてご意見を頂戴したいと思います。どなたかございませんでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤臨時委員 全体的なことなんですが、監査の方のプロセスは監査計画から始まって、リスク評価を行って、その評価したリスクに対応する手続という大きな流れ、先程フローチャートでも書かれていましたが、先程の矢印が例えばこの資料3ですと、一番右側のビジネス・リスクの理解から直接実証手続の左の方へいくというようなことについてちょっと触れられていましたが、そういうことが今の資料2の中の文書の中で、全体的な体系としてなかなか見えてこないというところがあるんですが、例えば資料1の方では、5ページに②として「ビジネス・リスクを理解した上で財務諸表全体についても検討し、リスクを評価する。」そして、これについて対応を行うというふうに書いてあるんですが、これはまさに今の八田先生の質問にも該当するんですが、財務諸表全体のリスクとそれに対応する手続というのが資料2の中のだこに書いてあるのかがはっきりしないということ。

それから、資料1の今の②のすぐ下、③が今度財務諸表の項目ごと、取引とか残高とか開示表示とかそういうごとの評価をして、これに対応した監査手続を実施するというふうに書いて

ありますけれども、これについては多分それに該当するところは、資料2でいきますと5ページの右側の①、ここで個別のリスク評価をした結果、実証手続を実施するというふうに書いてあります。これがそれに該当する部分ではないかなという気がするんですが、この資料1で書いてあるように、リスク評価を大きく2つの流れに分けて行くと、財務諸表全体と個別と。そして、その評価に対応して手続もそれぞれ異なった手続をするということがこの資料2でははっきり読めてこないということで、大きな2つの流れをリスク評価手続と、そしてその評価したリスクに対応するそれぞれの手続ということに、もし書いてあるということであればどの辺がそういうことなのかを教えて頂ければと思うんですが、財務諸表全体としての評価に対応しては、国際監査基準というよりは全般的な対応ということで、先程も部会長がおっしゃったように、職業的ハイリスク、コストとか専門的な知識を持つ監査チームのメンバーの配置とかそういうことがあるんだと思うんですが、先程もちょっとどこに入れるかはこれから検討するとはおっしゃっていましたが、細かなことはこれから考えるとしても、財務諸表全体としてのリスク評価に対して全般的に対応するというような記述と、それから個別の財務諸表項目についてのリスク評価に対しては、それに対応したリスク対応手続を実施するということがもう少し明確になった方がいいのかなという気がするのの一つと、それから運用テストの位置づけが今の記述によりますと、従来の統制評価手続を2つに分けて整備状況の評価手続と運用状況の評価手続に分けるというような記述はあるんですが、別に何でもかんでも国際監査基準のまねをするというわけではないんですけれども、今の考え方の手続の中では、運用状況の評価手続というか、これはむしろどちらかという運用テストということで、評価したリスクに対応する手続というように入っていて、それが必ずしもいつも評価した後に来るわけではなくて、自分たちが予想した有効性の想定が本当にそうなのかどうかということ进行测试の意味でリスク対応手続として運用テストをやって、そこでまた、場合によったらまたもとに戻ってきて、もう一度見直しをすとかと行ったり来たりということがどうもあるみたいなんです、そういう意味でこの運用状況のテストは、どちらかという、実証手続とセットになって後ろの方へ来ているような感じになっているんですけども、その辺お聞かせ頂きたいんです。

○山浦部会長 今の加藤委員のご質問については、我々懇話会の方で随分と勉強しております、まず最初に、財務諸表全体としての重要な虚偽表示のリスクについての具体的な先程の人員配置とかそういった問題は資料2の3ページの「監査計画の策定」というところで、事業上のリスク評価から抽出される財務諸表に対しての重要な虚偽表示のリスク並びに財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、これを監査結果に反映するんだと、こういうふう

たっているわけです。

ただ、これを具体的にどこまで書き込むかというのは我々今、検討している最中ですが、ご指摘の点については十分考慮しております。いわゆる何らかの形で、これは反映させるべきかと思っております。

あわせて、この資料2の1ページの右側の改訂が必要と思われる項目と論点というところで2がありまして、ここでも恐らく財務諸表全体としての虚偽表示のリスクと個別項目での虚偽表示のリスク、この2つに分けた考え方が何らかの形で反映されるかなと思っております。この資料2は具体的な監査基準の文言を示したわけではなくて考え方を示していますので、細かい手続等はこれから入っていきます。そういった意味でご理解頂きたいと思えます。

それから、もう一つの内部統制の評価の問題ですが、今の国際基準の方では315号と330号と、こういう形で分けられておりまして、315号の方が整備状況を見ると、その上でテストコントロールというんでしょうか、あるいはフォア・ザ・コンシディアの中にこのテストコントロールが入って、それが330号の中で扱われていると、ちょっとこれは施行的な話で恐縮なんですけれども、加藤委員のご質問にもありますので正確にお答えしたいと思うんですけれども、実はこの315号と330号との関係をどのレベルで割ったらいいのかというのは、協会の方でどのような議論がされたのか、実は私も聞きたいんです。

それと、もう一つはこの315号と330の分類というかプラシケーションについて国際監査というかIAASBの方での正確な議論を実は知りたいところがあります。その上で、今、私も悩んでおりますのは、テストコントロールの位置づけですね、これがここでいいますと、ファーザオーデットプロステアの中に入っているんですけれども、これを現行の監査基準と全く違った体系で位置づけるのか、それともやはり何らかの関連性を持って位置づけるのがいいのか、そのあたりの意思決定をまだ検討している最中です。いずれにしても、ご懸念といえますか、ご質問の件は我々検討中であるということでもあります。

どなたかほかにご質問ございませんでしょうか。

八木委員。

○八木（和）委員 本日の直接的な議題ではありませんが、監査基準の第4に、発見リスクの水準を決定して、監査計画を策定しなさいとの規定があります。ハイリスク（発見リスクが高い）には、ハイコスト（十分な監査業務の実施）ができるようにしないと、監査の品質が保てないと考えます。発見リスクが高いと評価され、充実した監査計画が提案されたときに、企業がこのコストを負担するという、ルールブックが必要かと思えます。それがないと、結果的に

監査計画に見合った監査が、実質的にできなくなる可能性があります。弁護士と依頼人はウィン・ウインの関係ですが、会計の場合、監査人の本当の依頼人はマーケット（投資家・債権者等）です。企業は金を支払っていますが、懐疑的に考えると極力監査コストを下げようとすることも考えられます。監査コストが監査時間、監査人の職掌で見積もられるとすると、企業サイドから監査レベルが低いので、見積もりが高いというネゴが入る可能性もあります。このため、監査コストを構成する監査人の品質の向上と品質基準の明確化が必要と思います。

○池田参事官 先程来、トップダウンアプローチあるいはリスク・アプローチをより強化していく、あるいは内部統制とかそうしたものを監査人の方により突っ込んで見て頂く必要がある、あるいはそこを一番着眼して頂く必要が出てくるというのがこの部会での議論といたしますか、一つのメッセージで、そのメッセージに沿って具体的な監査基準案が次回以降、確定されていくのとあわせて、内部統制部会の方では、問題意識としては恐らく共通の問題意識でそういうトップレベルからのリスク、それに対する内部統制をどう構築し、それを監査人がその中でどう役割を果たしていくかという非常に大きい問題を議論して頂いているんだろうと思います。

企業会計審議会の役割というのは、そういう基準の設定でありますから、基本的にはそうしたところで議論を頂くことになるわけですが、同時にそういう基準がかなりスタンスを大きく変えてくるということは大変大きいメッセージをこの企業会計審議会から与えていただいているんだろうと、私どもも大変強くそこは認識をしているつもりでございます。まさに今日もありましたように、そういうトップと渡り合って、企業の一番重要なリスク部分を評価するということが現在の監査人に遍く求められるのかというご質問もあったようでございましたけれども、私ども公認会計士制度全般を担っている者としては、まさに監査基準の方が今後、そういったものを求めるということになってくるとすれば、そういう要請にどう応えるように制度設計をしていくかというのは、またそれはそれとして行政として考えなければなりませんし、また、審議会レベルでいえば、関委員等メンバーになって頂いている金融審議会の公認会計士制度に関する部会もありますし、あるいは公認会計士については、公認会計士法が改正されたところで、その実施の段階にあって、その試験制度などもどういうふうに進めるかが審査会の方で検討等をされているところでもあります。あるいは、会計職専門大学院などもできて、そういう中でどういう教育をしていくのかということも各校で競っておられるところがございますから、いろいろな形で解決していかなければいけないだろうと、思っております。ただ、そういう動きを出していくためにも、今日の議論はまさにそういうことになっていると思うんですけども、単に基準をこう変えましたというだけでなく、その基準の改訂のねらいが何かとい

うことを企業会計審議会としてはっきりとしたメッセージを示して頂くということが次の動きに大きい影響を与える部分でないかなというふうに認識をしていますし、それを受けとめて対応させて頂くのは、私ども行政でもあるというふうに認識をしております。

○山浦部会長 ありがとうございます。

関委員、どうぞ。

○関委員 今、池田参事官がおっしゃったことは大変重要なことだと思いますし、私はビジネス・リスクを重視した監査の考え方あるいはこれを基準化していくというのは、これは画期的なことではないかと実は思っておるんですが、この監査がワークするには条件があって、会計士の皆さんが経営企業だとか企業環境がわかるかどうかというような議論ではなくて、むしろ経営者側が自らの財務政策といいますか、経営方針というか、あるいは財務方針というかそういうものをきちっと世の中に対してディクレーアをしていって、つまり、資本市場にディクレーアをして、それをベースに自分が構築した内部統制というものがうまく有効に機能したかどうかというのきちっと評価するという手続が前提になって、そして、そういうものが前提にあってこの監査システムというものがワークするんだということだと私は思うんです。ですから、そういういわば循の反面のようなもの内部統制というのは、極めて経営者が侵害やすいものだという話もありましたけれども、担保することで、つまり経営者が自ら財務方針を明らかにして、それを評価基準にして内部統制を評価するというような仕組みをビルトインすることで、いわゆる固有リスクと統制リスクそのものを非常に低く抑へるとのこととの対応で、この監査基準というのはきちっと特定されるんだということは、この監査基準の中にもまさに池田さんがおっしゃったことを——言葉は少し変わるとは思いますけれども、やっぱり書き込まなきゃいけないのではないかと、監査基準がワークする条件というのはこういうことなんだということを書いた方がいいような気がするんです。私は専門家ではありませんから、よくわかりませんが、どう考えたらいいかというような問題提起をしているわけでございまして、内部統制部会と監査基準は、連動しているわけですが、こちらの方にもきちっと書くというふうにできないかと、こういう提案でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

非常に重要な点で、実はガバナンスにかかわる人々と監査人とのコミュニケーションの問題であるとか、もちろん内部統制の問題もそうですし、おっしゃるようなご趣旨の件は監査基準だけの話ではなくて、ほかの企業制度であるとか、場合によっては商法とかいったところもかわってくるし、そうはいつても、恐らく監査基準レベルでいろんなものを書き込んでも、経

営者の協力を得られなければ絵にかいたもちになりますし、これは当然おっしゃるご指摘のところは私も当然だと思います。それを監査基準の中にどういった形で引き込むかということについて、現時点で具体的なイメージがあるわけではないんですけれども、十分これについては検討させていただきます。

黒川委員、どうぞ。

○黒川委員 的外れかもしれないんですが、監査人が監査手続を進めるに当たって判断した特定企業のビジネス・リスクの程度というそれ自身の情報、この情報は何らかの形で投資家等に伝わるようなルートというのはあるんでしょうか。あるいは、私が考えるところだと、多分それは監査調書等には関与社員はどの程度だということがかなり詳しく書いて、それが監査法人内部の審査とかそういうところについて、それからさらにレビューされてと、こういうことになるんだろうとは思いますが、それが何か投資家等にも伝わるルートはあるのかどうか。それから、それがもしないとすれば、それはやはり今までの監査というものの本質からいって、そういうようなものは外に伝わるような、投資家に直接伝わるような情報とはあり得ないものなのか、教えて頂きたいと思います。

○野村企業会計調整官 最初の点でございますが、今、黒川委員がおっしゃられましたように、ビジネス・リスクを理解した情報につきましては、現行制度では外部に伝達するというにはなっていないと思います。

それから、後の点ですが、基本的には監査の過程で監査調書等に残して、いわゆる監査法人内の審査ですとか最終的な意見形成に当たっての判断に使われることになるのだと思います。ただ、冒頭もご説明申し上げましたように、ビジネス・リスクを理解した上でいろいろな評価手続ですとか監査手続を決定してまいりますので、そのときの参考のためにビジネス・リスクを評価、理解をするということが重要ではないかというふうに考えているところです。

○池田参事官 1点つけ加えれば、今調整官が申したとおりなんですけれども、会計制度全体でいうと、有価証券報告書等において企業側には企業の抱えるリスクについて自ら開示をするという開示義務がございますので、そういう監査人との議論等を通じて、企業がそれを企業のリスクとして認識すれば、それは企業の方からリスクとして開示されるという制度は存在しております。

○山浦部会長 それが恐らくディスクロージャーの制度面でのお答えだと思うんです。もう一つ、監査人の役割というか監査の機能という点からしますと、1つは守秘義務というものがありまして、なかなかクライアント側もそういう非常に重要な情報を監査人が勝手にディスクロ

ージャーできないと、こういう制約があります。とは申しても、例えば今のゴーイング・コンサーンに関する監査人の関与の問題であるとか、かなりビジネス・リスクに関する情報開示と、それに対する監査人の評価なり関与のアプローチの仕方、これはかなり充実してきておりますので、完全ではないかもわかりませんが、従前に比べればはるかに進歩してきたという気はいたします。

よろしいでしょうか。

○黒川委員 いろいろなルートで利用者は利用者自身も探偵になって、いろんなどころの情報を利用して接触すると、こういう一つの研究分野が増えたというふうに理解しておるところです。

○山浦部会長 どなたかほかに。

加藤委員、どうぞ。

○加藤臨時委員 この資料2の5ページなのですが、現行の監査基準の中の3番なんですけれども、この3番は監査証拠については現在の監査基準が述べているところなんです、これに対して改訂が必要と思われる右側の欄は何も書いてないんですが、現行の3番に書いてある監査証拠の記述というのは、どちらかというと非常に範囲が狭い、従来型の会計等に関したことだけ、会計上の見積りの合理性とか経営者の見積り方法の評価ということで、非常に限定されている記述のままなんです。この辺は国際監査基準の方でも今回のリスクモデルの見直しのとときに監査証拠に見合うところも見直ししておりますので、それはやはりビジネス・リスク的なアプローチに対応した監査証拠の入手ということで直っておると思いますので、この辺は特に今回は改訂する必要がないというようなお考えでおられるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○山浦部会長 たしか協会の方の実務指針で出されている監査証拠でしょうか、あそこにかかってくるわけです。これについては見積りの監査ということで、恐らくこれから次の改訂の一連の作業の中で当然出てくるのではないかと考えておまして、もちろんご指摘のように、国際監査基準で会計上の見積りについて新しい基準が今、策定中でありまして、もう少ししたら、これが最終的なファイナルが確定すると思うんですけれども、少し段階的に今回、全面的に解決させるというか、全面的に改訂をするという趣旨でもありませんで、例えば先程ドキュメンテーションの問題であるとか、こういった会計上の見積りは非常に重要なところでもありますし、徐々に基準を改めていくという、そういった体制に今、審議会に関しても改まっておりますので、ご指摘の点については、今回どうしても今の段階で入れておかなければならないとい

うところがあるかどうかについては検討させていただきますけれども、我々の考え方としては、そういう順次まで入って行ってやろうという腹づもりであります。

よろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 疑問に思うのは、今回のこのリスクモデルに関しての改訂と直接関係ないのかもしれませんが、もともとこの現行の監査基準の書き方が何か非常に限定されていて、見積もりに関しての監査証拠だけ入手しなさいというような書き方になっています。でも、実際には監査証拠というのは見積もりだけでなくほかにもいろんな位置づけがあって、そこに全部監査証拠が必要なのに、今さら言うのもちょっと何なんですけれども、何で見積りについてだけ監査証拠を入手しなければならないと現行は書いてあるのかなと素朴な疑問があったものですから、お願いします。

○山浦部会長 この点、友永委員、何かご意見ございますか。

○友永委員 今のご指摘の5ページの3のところは確かに会計上の見積りなんですけれども、1についても2についても、十分かつ適切な監査証拠を入手しろということが書いてはあるんです。ただ、やはり今回のリスクモデルの改訂の中で、先程の図でいけば、企業及び企業環境が理解、ここについてもそこでいろいろ入手した情報も監査証拠というところを私は非常にここを大きくとらえて、それを絶えず更新していくというそのプロセスが監査そのものだと言っているような理解をしております。

そこら辺の書き込みということからいえば、加藤委員がおっしゃったように、むしろ監査証拠の概念を広げるのはこういった1、2、3といった記述の中ではなくて、もう少し大きなものにしておかななくてはいけないのかなという気がいたします。

○山浦部会長 わかりました。この点は検討させていただきますけれども、恐らくドキュメンテーションの問題ともかかわってくるのではないかと思うんです。現在のドキュメンテーションというのは従前の監査調書の内容と随分と違いまして、判断のプロセスまで記録として残すということで、当然それに追従するいろんな判断の素材、これは監査証拠といいますね、そういう意味での監査証拠の概念も広がってきていると思うんです。

私の今の見込みでは、次のクールでドキュメンテーション、それから会計上の見積もり、こういったものを入れてくるときに、恐らくおっしゃっているような点については、やはり考慮せざるを得ないかなと思っています。いずれにしても、この点については検討させていただきます。

どなたかほかにご質問等ございませんでしょうか。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 5 ページ目の3に載っている特別な配慮を必要とするリスクということで、今回資料の3でもこういう2つの検討でされるということで、それは非常によろしいことだと思っています。先程具体的な内容としてゴーイング・コンサーンと連携する範囲ということを2つ挙げられていましたが、現行の監査基準の方では6 ページ目の左の5のところに継続企業の前提で、これは特別な配慮を必要とするリスクにあたるように書かれているようなんですけども、このあたりの整理が必要なのかなということと、それから特別な配慮を必要とするリスク自体の見直しについても気になります。中身についてどんなふうになっていくんでしょうか。実務指針の方で毎年見直しになっていくのか、あるいは監査基準に少し例示のようなことをされるのかについて教えてください。

○山浦部会長 この「特別な配慮に要するリスク」というのは、言語でシグニフィカントリスクという言葉を使うんですけども、これについては会計士協会の方で実務指針を策定されるところで、我々の懇話会でも意見のすり合わせをやりましたし、この点について加藤委員に今の引頭委員のご質問について、まず最初に可能な範囲でお答え頂ければ幸いです。要するに、「特別な配慮に要するリスク」と、まず最初にその中身はどういったものか。それから、監査プロセスの中でそれはどういう形にかかわってくるのか。最終的には、これは監査人はそれに対して恐らくどういった責任を持つかと、そういった問題もかかわってくると思うんです。これについて加藤委員の方からご説明頂ければ幸いです。

○加藤臨時委員 特別に検討を要するリスクについては、具体的にはお手元の黒いカバーの中に入っているんです。それと、前にたしか私の方で説明したときに配りました協会の実務指針の29号なんですけれども、この中の102項以下にいろいろ細々いっぱい書いてあるんですが、読み上げますと、例えば103項に特別に検討を要するリスクはほとんどすべての監査で存在するものであるが、「特別に検討を要するリスクかどうか監査人の職業的専門家としての判断により決定されるということで、当該判断に当たって、監査人は内部統制を考慮せずにリスクの性質、潜在的な虚偽の表示を及ぼす影響の度合い、そのリスクにより複数の虚偽の表示につながる可能性等、あるいはリスクの発生可能性等の程度を検討し、特別に監査上の検討が必要かどうかを決定することということで、具体的に機械的に処理される定型的で単純な取引は固有リスクが総体的に低いため通常、特別に検討に要するリスクとはならないことが多い。反対に、特別に検討を要するリスクなど重要な虚偽の表示の原因となり得る事業リスクから発生することが多いということで、以下の事項を初めとした多くの事項を検討するということで、もしまだ時間があって言っているのであれば読み上げますが、不正のリスクであるかどうか。特別な

配慮を必要とするような最近の重要な経済、会計またはその他の動向の関連があるかどうか。取引が複雑であるかどうか。関連当事者との重要な取引にかかるものであるかどうか。リスクに関連する財務情報の測定における主観的な判断によるものかどうか、特に広範囲にわたって測定に不確実性があるか、あるいは企業の通常の事業活動外の取引または通例でない取引のうち、重要な取引にかかるものであるかどうかというようなことで、特別に検討を要するリスクは多くの場合、重要な非定型的取引及び判断に依存している事項にかかるものである。非定型的取引は、金額または質的に通常の取引とは異なるものであり、まれにしか発生しないような取引である。判断に依存している事項には会計上の見積もりによる重要な測定上の不確実性が存在する場合が含まれるということで、もう少し具体的には、重要な非定型的取引にかかる虚偽表示リスクは次のような事項により増大する場合がある。会計処理に対する経営者の強い干渉、情報収集の処理に対する多数の手作業の介在、計算または会計義務の複雑性、リスクに対する効果的な内部統制を企業が導入することを困難にさせるような非定型的取引の性質ということ」で、こんなふうにいるんなことが書いてあって、まだずっと続くんですが、これは時間の関係で省略させていただきますが、こういう場合には、やはり特別の監査手続を実施しなさいと、通常の内部統制にとしたようなことではなくて、実証手続等を重視して、こういうものに関する取引そのものの監査証拠を十分見て所轄の処理がちゃんとなされているかどうか、特別の監査手続は実施しませんという形になっています。今言ったところからご理解頂けるのは何かちょっとうさん臭いというような取引だと思うんです。必ずしも金額的な重要度だけではないということです。

○山浦部会長 よろしいですか。要はルーティンの中に組み込まれる手続とは別個に、そういう特に注意を喚起させられるような問題が見つかったら、それについてもっと深く吟味しなさいと、こういうことではないかと思えます。

どなたかほかにご意見ございませんでしょうか。

特にご意見等がございませんでしたら、所定の時間の前ですけれども、終了させて頂きたいと存じます。

本日、さまざまな貴重なご意見を頂戴いたしまして、これらのご意見を踏まえまして、ビジネス・リスクを重視した監査に関する監査基準の具体的な改訂案を策定させて頂きまして、ご審議を頂きたいと存じますので、よろしくお願いたします。

次回の部会では、ただいま申し上げたビジネス・リスクを重視した監査に関する監査基準についての具体的な改定案及び前回の部会でご審議を頂きました品質管理に関する監査基準の改

訂も含めて、今般の監査基準改訂の全般に関しましてご審議を頂きたいと思っております。

次回の部会は6月23日木曜日の午前10時から12時に開催したいと存じます。

それでは、これにて閉会いたします。本日はお忙しい中ご参集頂きまして、誠にありがとうございました。

午後 5時41分閉会